

特定非営利活動法人 EVERGREENCLUB

グループホーム エバーグリーンクラブ

認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

重要事項説明書

介護保険指定
(事業者番号：1292800016号)

認知症対応型共同生活介護及介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「介護サービス」という）の提供にあたり、施設概要や介護サービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◆◆目次◆◆

1. 施設の設置・運営法人	2
2. 施設の概要	2
3. 協力機関	2
4. 入居対象者	3
5. 居室及び設備	3
6. 職員の配置状況	4
7. 提供するサービス	4
8. 利用料金と支払方法	5
9. 入院中の居室の扱いについて	5
10. 施設の利用に当たっての留意事項	5
11. 緊急やむを得ない場合の身体拘束	7
12. 身元保証人	7
13. 緊急時、事故発生時の対応	7
14. 非常災害対策	7
15. 退去（契約の終了）について	7
16. 入居対象外となった場合及び契約終了後の注意点	8
17. 損害賠償	9
18. 個人情報の取り扱いについて	9
19. 苦情の受付	9
説明確認及び同意欄	11

1. 施設の設置・運営法人

- (1) 法人名 特定非営利活動法人 EVERGREENCLUB
(2) 法人所在地 〒299-2862
千葉県鴨川市太海2175番地1
(3) 連絡先 電話番号 04-7093-2638
FAX 04-7093-2619
(4) 法人の理念
○愛と良心に基づく高い志を抱いて地域社会に貢献する。

2. 施設の概要

- (1) 施設の名称 グループホーム エバーグリーンクラブ
(2) 所在地 〒299-2862
千葉県鴨川市太海2175番地1
(3) 電話番号 04-7093-2638
(4) 施設の種類 認知症対応型共同生活介護
(事業所番号：第1292800016号)
介護予防認知症対応型共同生活介護
(事業所番号：第1292800016号)
(5) 施設の運営方針
○利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
○利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
○適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
○常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
(6) 開設年月日 平成19年4月1日
(7) 入居定員 18人

3. 協力機関

<病院>

- ・医療法人社団宏和会 エビハラ病院
鴨川市太海630番地 Tel: 04-7093-2626
- ・医療法人鉄蕉会 亀田総合病院
鴨川市東町929番地 Tel: 04-7092-2211
- ・鴨川市立国保病院
鴨川市宮山233番地 Tel: 04-7097-1221

- ・医療法人明星会 東条病院
鴨川市広場1615番地 Tel: 04-7092-1207

<歯科>

- ・鴨川歯科室
鴨川市横渚261-1 Tel: 04-7092-1522
- ・中嶋歯科医院
鴨川市前原242 Tel: 04-7092-5511

<介護老人福祉施設>

- ・社会福祉法人永和会 特別養護老人ホーム南小町
鴨川市南小町809番地1 Tel: 04-7094-5558
- ・社会福祉法人健仁会 特別養護老人ホーム千の風・清澄
鴨川市天津3466番地 Tel: 04-7099-5611
- ・社会福祉法人太陽会 特別養護老人ホームめぐみの里
鴨川市大幡1222番地1 Tel: 04-7098-1000

<介護老人保健施設>

- ・社会福祉法人太陽会 介護老人保健施設たいよう
鴨川市西町1011-1 Tel: 04-7093-7711

4. 入居対象者

以下のすべての項目にあてはまる方がご入居の対象です。

- ・要支援2以上の介護認定を受け、認知症と診断された方（急性の疾患による認知症の場合は不可）
- ・住民票が鴨川市、勝浦市もしくは南房総市にある方。
- ・少人数による共同生活を営むことに支障がない方
- ・常時の医療的管理の必要のない方

5. 居室及び設備

以下の居室・設備をご用意しています。居室は、ご入居者の心身の状況や空室状況を勘案し決定します。

居室・設備の種類	室数	設備・備品
居室	18室 (2ユニット)	冷暖房、カーテン、コンセント
食堂・リビング	各ユニット 1室	冷暖房、椅子、テーブル、ソファ、キッチン、テレビ、冷蔵庫
浴室	2室	一般浴（個浴）
応接室	1室	テーブル、椅子、テレビ

この他、エレベーター、消火設備（スプリンクラー）を設置しています。

<居室の変更について>

ご入居者及びご家族等から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況等により、施設側でその可否を決定します。なお、居室を選択することはできません。
※ご入居者の心身の状況等により、施設の判断で居室を変更する場合があります。

<居室の家具等について>

使い慣れた家具等がありましたら持ち込んでください。但し、居室に置くことができる範囲とします。また、高価な家具、背の高い家具等については持ち込むことが出来ません。詳細についてはご相談ください。

<居室及び設備、備品の使用について>

共用のため、ご利用の際は丁寧に取扱いください。施設内のみでの利用とし、持ち出すことはできません。なお、ご入居者及び関係者の過失により、居室や設備等を破損、汚損、滅失した場合は、修理もしくは相当費用を負担頂きます。

<お小遣いについて>

施設での生活にあたり、ご利用者の皆様には預り金をご用意いただいております。必要物品の購入や医療費、お薬代などのお支払いをさせていただきますのでご用意をお願い致します。預かり金は預かり金規定を元に施設が管理させていただきます。

6. 職員の配置状況

介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	人 数
1. 管理者	1 名
2. 計画作成担当者（兼務）	2 名
3. 介護職員（常勤換算）	1 4 名以上

7. 提供するサービス

（1）介護サービス（介護保険給付対象）

- ①介護サービス計画の立案、作成
- ②食事、入浴、排泄の介助
- ③暮らしの支援（着替えや整容等の介助、生活環境の整備、レクリエーション、生活上の相談等）

(2) その他のサービス（自費負担・有料）※別添利用料金表を参照ください。

- ①外出支援、送迎サービス
- ②理美容サービス
- ③複写物の作成
- ④特別食の提供

<実費負担について>

- ・おむつ代
- ・診療及び薬にかかる費用
- ・催し物やレクレーション等にかかる費用
- ・ご入居者のみを使用し、施設指定以外の物品を購入する場合
- ・その他ご入居者の希望により物品を購入する場合

8. 利用料金と支払方法

別紙サービス利用料金表により定めます。

9. 入院中の居室の扱いについて

(1) 1ヶ月以内の入院の場合は、退院後再び入居していただくことができます。但し、入院期間中であっても居住費が発生します。

(2) 1ヶ月以内の退院ができないもしくは見込めない場合は、文書で通知の上契約が終了する場合があります。契約終了後に再び入居を希望される場合は、改めてお申込みください。

10. 施設の利用にあたっての留意事項

(1) 面会

面会時間は10:00～16:00です。これ以外の時間については事前にご連絡ください。来訪者は、面会簿に必要事項を記入の上受付に届け出てください。なお、感染症罹患又はその疑いがある方（その家族も同様）は面会を禁止しています。また、施設内の感染症等の事情により、面会をお断りすることがあります。

(2) 医療機関への受診時の付き添いについて

医療機関を受診する場合は、原則としてご家族等の対応をお願いします。なお、ご希望により施設職員が付添います。

(3) 持ち込み

①金品

預金通帳、現金、各種印等は事務所において保管、管理いたしますので事務まで必ずお知らせください。また、高価な物品の持ち込みはご遠慮ください。

※直接ご入居者へ渡された場合、施設では責任を負いかねます。

②飲食物

飲食物を持ち込む際は、職員に必ずお知らせください。冷蔵、冷凍が必要な食品については、ユニット内冷蔵庫をご利用ください。その際は、必ずご入居者氏名及び持ち込み日をご記入ください。なお、氏名の記入がないもの、賞味期限が切れた食品については処分します。また、健康上懸念がある場合、誤嚥・誤飲の危険性がある場合には事業所の判断により提供を中止する場合があります。

③衣類や身の回り品

衣類や身の回り品を持ち込む際は、氏名を記入し、種類や数量を職員に必ずお知らせください。なお、記名がないものについては管理を致しかねます。

(4) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、3日前までにお申し出下さい。外泊については、生活リズムを維持するためできるだけ1泊2日以内にお戻りください。また、外泊中の生活について記録をお願いします。なお外泊期間中も居住費が発生します。事業所やご本人の状況により外出・外泊をお断りする場合がございます。

(5) 食事

食事が不要な場合は、3日前までにお申し出下さい。3日前までに申し出があった場合には、食費は発生しません。

(6) 喫煙・飲酒

原則として、館内及び敷地内での喫煙・飲酒は禁止とさせていただきます。

(7) 入院中に使用する日用品及び洗濯について

入院中に必要な日用品や衣類の洗濯については、入院先のサービスをご利用下さい（施設の備品は施設内での使用に限るため、入院先で使用することはできません。また、洗濯は感染及び衛生面への配慮のため施設での対応はできません）。

(8) 禁止行為等

次の行為を禁止します。

- ①宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- ②暴力、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- ③施設の秩序や風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ④指定した場所以外で火気を用いること。
- ⑤故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
- ⑥その他管理者が定めたこと。

11. 緊急やむを得ない場合の身体拘束

ご入居者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、ご入居者の様態及び時間、理由を記録し、必要最低限且つ最短時間で実施するものとします。

12. 身元保証人

契約に際し、ご家族及び親族の代表のほか身元保証人をご指定ください。身元保証人は、原則としてご入居者及びご家族と生計を別にしている者としてします。身元保証人はご家族とともに次の責任を負います。

- (1) ご入居者の事業者に対する経済的債務
- (2) ご入居者の入院、入所に関する手続及び費用負担
- (3) 退去後のご入居者の受入れ先の確保
- (4) ご入居者が死亡した場合のご遺体、残置物の引取及び引取に係る費用負担
- (5) 介護サービス計画書、運営規程等の説明のための面談への出席
- (6) その他ご入居者に関して必要と思われる事項

13. 緊急時、事故発生時の対応

- (1) 介護サービス提供中にご入居者の病状等の急変やその他必要な場合は、速かに協力医療機関へ連絡し指示を受けるとともに、ご家族等又は身元保証人に連絡し、適切な対応を行います。
- (2) 介護サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかにご家族等又は身元保証人及び保険者に連絡するとともに適切な対応を行います。

14. 非常災害対策

- (1) 災害時の対応 訓練に基づき、避難救出します。
- (2) 防災設備 消防法に基づく設備を設置しています。
- (3) 防災訓練 消防計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し定期的に職員に周知するとともに、夜間想定訓練を含む必要な訓練を実施します。

15. 退去（契約の終了）について

下記の事由が発生した場合は、契約は終了し退去となります。

- (1) 一般的事由
 - ①ご入居者の要介護区分が、自立（非該当）又は要支援1と認定された場合
 - ②ご入居者が死亡した場合

- ③事業者が解散命令を受けた場合もしくは破産した場合、又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や毀損によりサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご入居者及びご家族等から中途解約の申出があった場合（原則として、退去希望日の30日前までに所定の解約届を提出してください。但し、契約書第13条による場合は即時に契約を解除することができます）

(2) ご入居者及びご家族等からの申出による場合の事由

- ①ご入居者が入院する場合
- ②事業者が定める運営規程や重要事項の変更に同意できない場合
- ③利用料金の変更に同意できない場合
- ④事業者が正当な理由なく契約書及び重要事項説明書に定める介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者が、故意又は過失によりご入居者本人の身体・財産・信用等を傷つける等、契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
- ⑦事業者による重大な背信行為等、契約を継続し難い重大な事情が認められる場合

(3) 事業者からの申出による場合の事由

- ①ご入居者及びご家族等が、契約締結時に心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- ②ご入居者及びご家族等が事業者の定める運営規程や重要事項に従わない場合
- ③ご入居者及びご家族等が支払うべき利用料等の支払いを2ヶ月以上滞納し、かつ1ヶ月間の予告期間を設けて催告したにも関わらず、指定した期間内に滞納額全額が支払われない場合（契約を解約する旨の文書通告後、解約するものとします）
- ④常時の医療的管理が必要になった場合
- ⑤ご入居者及びご家族等の故意又は重大な過失により、事業者、施設又は職員もしくは他の入居者等の身体・財産・信用等を傷つけた場合
- ⑥ご入居者が自傷行為や危険行為があるなど、契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- ⑦ご入居者及びご家族等による重大な背信行為等、契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
- ⑧ご入居者が連続して1ヶ月以上病院又は診療所へ入院すると見込まれる場合
- ⑨ご入居者が他施設へ入所した場合
- ⑩その他ご入居者本人及びご家族等の行為・状況・言動等により、継続入居が困難だ

と事業所が判断した場合

16. 入居対象外となった場合及び契約終了後の注意点

- (1) 要介護区分の変更により入居対象外となった場合は、契約は終了となり引き続き入居することはできません。
- (2) 契約者が死亡する等により利用継続が出来なくなった場合でも、居室内に荷物等があり他の方がご利用できない場合には、居室代が発生します。また契約終了後も居室を明け渡さず、居室の利用ができない場合、契約終了日の翌日から実際に居室が明け渡された日の前日までの期間について、居住費が発生します。

17. 損害賠償

万が一の事故のために保険に加入しています。また、サービスの提供中に賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。但し、事業者の故意・過失が認められない場合は、この限りではありません。なお、次の各号に該当する場合は、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) ご入居者及びご家族等が、契約締結時にその心身の状況、病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い損害が発生した場合
- (2) ご入居者及びご家族等が、契約締結時にサービス実施に必要な事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い損害が発生した場合
- (3) ご入居者の急激な体調の変化や不慮の事故等の事由により損害が発生した場合
- (4) ご入居者及びご家族等が施設もしくは、職員の依頼に反した行為が原因で損害が発生した場合

18. 個人情報の取り扱いについて

施設及び職員は、サービス提供する上で知り得たご入居者及びご家族等に関する個人情報を正当な理由なく利用しません。但し、サービスの提供上、市町村、介護保険事業者や医療機関への情報提供、また、本人を特定できない方法で行われる介護サービスの質の向上に役立てるための学会又は研究会等での事例研究発表に記録を利用する場合があります。なお、事業者は職員が退職後においても、個人情報を漏えいすることのないよう必要な措置を講じます。

19. 苦情の受付

(1) 苦情の受付窓口

当施設のサービスに関するご相談・苦情がございましたら下記担当者もしくは第三者委員会にご連絡をお願い致します。

- | | |
|----------|----------------------|
| ○苦情解決責任者 | 管理者 |
| ○苦情受付担当者 | 介護支援専門員、計画作成担当者 |
| ○電話番号 | 04-7093-2638 |
| ○受付時間 | 月曜から金曜（年末年始及び祝祭日を除く） |

9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

(2) その他の苦情受付機関

- ・ 鴨川市健康推進課
鴨川市八色 8 8 7 - 1
TEL : 0 4 - 7 0 9 3 - 7 1 1 1
- ・ 福祉総合相談センター
(鴨川市総合保健福祉会館内)
鴨川市八色 8 8 7 - 1
TEL : 0 4 - 7 0 9 3 - 1 2 0 0
- ・ 千葉県国民健康保険団体連合会
千葉市稲毛区天台 6 - 4 - 3
TEL : 0 4 3 - 2 5 4 - 7 4 2 8
- ・ 千葉県社会福祉協議会
千葉市中央区千葉港 4 - 3
TEL : 0 4 3 - 2 4 6 - 0 2 9 4

【説明確認および同意欄】

令和 年 月 日

◎認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護（介護サービス）の提供開始にあたり、ご入居者及びご家族等に対して「重要事項説明書」に基づく説明を
しました。

事業者

〈事業者名〉 特定非営利活動法人 EVERGREENCLUB
グループホーム エバーグリーンクラブ

〈担当者名〉 ㊞

◎私（入居者）は、「重要事項説明書」に基づいて、事業者から介護サービスについての説明を受け、納得の上同意します。

◎私（入居者）は、私の情報を必要な範囲において関係機関等に提供することに同意します。

入居者（ご家族又は身元保証人の代筆可）

〈住所〉

〈氏名〉 ㊞

ご家族等（ご家族又は親族代表）

〈住所〉

〈氏名〉 ㊞

〈本人との関係〉

身元保証人（入居者及びご家族と生計を別にしている者）

〈住所〉

〈氏名〉 ㊞

〈本人との関係〉